



事務連絡
令和3年12月24日

各都道府県衛生主管部（局）
民生主管部（局）
認定こども園主管部（局）
教育委員会
私立学校主管部（局）
各種学校主管部（局）
附属学校を置く各國公立大学法人学校事務主管部（局）

御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
医政局地域医療計画課
医政局看護課
子ども家庭局総務課少子化総合対策室
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局総務課
社会・援護局保護課
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課
老健局認知症施策・地域介護推進課
老健局老人保健課
保険局医療課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省大臣官房国際課
総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

布製マスクの配布希望の申出等について

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、布製マスクについては、希望する介護施設等への配布等をこれまで実施してきたところです。

一方で、事業の実施に伴い生じた在庫に関して、保管等に費用を要する状態が継続しており、令和2年度決算検査報告においても「厚生労働省は、その有効活用を図って保管費用等の節減に努めつつ、売払い、譲与等も考慮に入れた対応を検討すること」とされていることも踏まえ、今般、在庫の解消に向けた今後の進め方を別添のとおり整理したところです。

今後、有効活用のために配布を希望する方等のニーズを十分に踏まえながら、必要な対応を速やかに実施していくこととしており、有効活用の実施については、下記Ⅰ、Ⅱ及びⅢのとおり、介護施設等に加えて、自治体及び個人等についても希望に応じて配布することといたしました。

各都道府県におかれましては御承知おきいただいたうえ、管内市町村や貴部局所管の関連団体、関連施設等に周知いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

担当者連絡先 マスク等物資対策班（布マスク担当）
TEL 03(5253)1111 内線8485
03(3595)3439（夜間直通）

<別添>

布製マスク 在庫の解消に向けた今後の進め方について